

令和7年度事業計画

1. 基本方針

令和6年度事業計画において「令和6年度から会員数を増やすことを基本的な方針・重点的な目標とします。」と表明しました。これは、センターの繁栄発展には何よりも会員の数にかかっていると考えているからです。会員の数が増えれば、市民の要望に対応しやすくなります。受注可能な職種が増える、新しい事業が開始できる、競争力が生まれることで、より丁寧な就業姿勢が望める、補助金が増え各方面への発言力が高まるなどメリットは計り知れません。現在はホームページや会員募集チラシを一新して、センターの情報を発信していますし、みなさんの口コミの効果もあって会員数が389名に増え、令和2年度以来の400名を目指せる状況になってきました。

理事及び職員はこの2年間、会員数が飛躍的に伸びている先進センターへ出向き情報収集をしました。そこから見えてきたのは共通して「就業以外の楽しみ」を作っていることでした。これらを参考にして「会員親睦研修旅行」「ポイントカード」「ボウリング大会」「農産物販売」などを企画してきました。今後も新しい企画を考えて参りますが、会員皆さんにもアイデアを考えていただきたいです。一緒に清須市シルバー人材センターを盛り上げていきましょう。来年度は設立20周年と言う節目を迎えます。皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

2. 実施計画

(1) 就業機会の確保と組織的提供事業（定款第4条(1)）

地域に密着した高齢者に相応しい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業」を一般家庭、事業所及び公共団体から請負又は委任により、自ら引き受けることを希望する会員に提供する。清須市高齢福祉課及び社会福祉協議会と連携し、「きよす家事サポート事業」を推進し、会員への組織的な提供に努める。

(2) 職業紹介事業（定款第4条(2)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。

(3) 労働者派遣事業（定款第4条(3)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する労働者派遣事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。また、会員の能力向上のための研修を行う。

(4) 知識及び技能の習得を目的とした事業（定款第4条(4)）

- ①刈払機取扱研修会を開催する。
- ②剪定研修会を開催する。
- ③介護講習会を開催する。
- ④終活セミナーを開催する。
- ⑤接遇研修会を開催する。
- ⑥愛知県シルバー人材センター連合会が主催する技能講習会に参加する。
- ⑦東海安全教育センター等が主催する技能講習会に参加する。

(5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業の実施（定款第4条(5)）

- ①愛知県シルバー人材センター連合会並びに尾東地区シルバー人材センター連絡協議会と連携し、情報収集に努める。
- ②入会を希望する高齢者を対象に、毎月入会説明会を開催し、高齢者の相談に対応する。
- ③先進シルバー人材センターの情報を収集し、当センターの運営に活かすことを目的に役員研修を実施する。
- ④独自事業の実施に向けて関係センターの情報を収集する。

(6) 安全適正就業推進事業（定款第4条(6)）

事業を実施するうえで、安全就業の達成は最優先です。就業会員並びに安全委員会及び事務局が共通の目的意識を持ち、事故防止のため以下の取り組みを推進する。

- ①安全対策指導員が現場パトロールを実施する。
- ②安全委員会による安全パトロールを実施する。
- ③安全・適正就業年次計画を配布する。
- ④愛知県シルバー人材センター連合会が行う各種「事故防止キャンペーン」に参加する。
- ⑤愛知県シルバー人材センター連合会が主催する「安全推進大会」に参加し、安全就業の情報収集に努める。
- ⑥事故の多い職種の班長と定期的に「班長会議」を行う。

(7) センターの活動等について周知を図る事業（定款第4条(7)）

- ①ボランティア活動を実施する。
- ②ホームページを活用し、センターの情報発信を行う。
- ③家事サポート養成講座に参加し、シルバーのPRを行う。
- ④シルバーPRカードを清須市高齢福祉課管轄の施設に配置する。
- ⑤清須市広報に会員募集記事の掲載を依頼する。
- ⑥ボランティア活動の際に「シルバー事業PRチラシ」を配布する。

(8) 会員の増員に努める事業

- ①10月の普及月間に知人紹介で入会の場合のポイントカードのポイント増キャンペーンを実施する。
- ②会員親睦研修旅行を実施する。
- ③発注者等に会員募集チラシを郵送する。
- ④ボウリング大会などのイベントを実施する。
- ⑤清須市広報及びホームページに会員募集記事の掲載を依頼する。
- ⑥入会説明会以外の日でも入会説明を行う。
- ⑦再入会の入会説明会参加を免除する。
- ⑧農産物販売実現のため、参加の打診を引続き行う。
- ⑨入会承認を「理事会承認」から「会長承認」に変更し、入会までの手続きを簡素化する。

(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(8)）

剪定班はじめ職域ごとに班長会議を開催し、就業会員との意思疎通を図り、円滑な運営に努める。

(10) 設立20周年事業

令和8年度に迎える20周年事業を円滑に進められるよう「記念事業実行委員会」において協議する。